

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2025 年 4 月 7 日

株式会社岩手銀行

吸収分割に係る事前開示事項

2025年4月7日

各位

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
株式会社 岩手銀行
代表取締役頭取 岩山 徹

当行（以下「**分割会社**」といいます。）は、大和証券株式会社（以下「**承継会社**」といいます。）との間の2025年3月24日付吸収分割契約に基づき、2026年5月7日（以下「**本効力発生日**」といいます。）をもって、承継会社に対して、分割会社の公共債、投資信託の窓販業務に係る事業に関して分割会社に開設された顧客口座に係る権利義務を承継する吸収分割（以下「**本件分割**」といいます。）を行うことに致しましたので、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の定めに従い、下記の事項を記載し、本店に備え置くことと致します。

なお、本件分割は、分割会社及び承継会社双方において、それぞれ会社法第784条第2項及び同法第796条第2項に規定する簡易分割に該当します。

記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項（会社法第782条第1項第2号）

2025年3月24日付で、分割会社と承継会社の間で締結した本件分割に係る吸収分割契約書は、別添1のとおりです。

2. 分割対価の相対性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

本件分割に際して株式の割当て、その他对価の交付は行いません。

分割会社及び承継会社は、岩手県を中心としたエリアの顧客に対し、より高付加価値な金融サービス・ソリューションを提供するための新たな協業態勢を構築するため、2025年3月24日に包括的業務提携（以下「**本提携**」といいます。）に関する最終契約書を締結しております。

本件分割は、本提携の一部として、分割会社及び承継会社間で締結する金融商品仲介業務委託契約、承継会社から分割会社への従業員の出向契約、その他証券システムの統合等と一体となったものであり、本件分割における対価性については、本提携全体を俯瞰して判断することが妥当と考えます。

本件分割のみを考えると、分割会社と分割対象の権利義務である分割会社の公共債、投資信託の窓販業務に係る事業に関して分割会社に開設された顧客口座に係る権利義務に係る顧客との取引関係は終了するように見えるものの、分割会社及び承継会社間で締結する金融商品仲介業務委託契約を通じて、分割会社とそれら顧客との関係性は継続し、当該顧客から生み出される収益の一部も引き続き分割会社に帰属することになります。

また、分割会社として顧客の証券口座を承継会社に承継させる趣旨は、本提携の基礎となる、役割分担（分割会社は顧客管理、承継会社は口座管理等）の構築にあり、これにより分割会社における業務運営コストの削減が見込まれます。

以上のことから、金融商品仲介業務委託契約等に基づく収益配分、本件分割によるコスト削減額やコスト配分等を勘案した上で、本件分割に際して株式の割当て、その他対価の交付は行わないと定めたものであり、かかる取扱いには相当性があると判断致しております。

3. 本件分割と同時に行う剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 分割会社の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
該当事項はありません。
5. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等
承継会社の最終事業年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）に係る計算書類等は別添 2 のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等
承継会社の最終事業年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
承継会社において、2024 年 4 月 1 日以後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。
6. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）
（分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その

他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象)

分割会社において、2024年4月1日以後、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

7. 本件分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

分割会社の最終事業年度の末日である2024年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は3,925,139百万円、負債の額は3,732,741百万円、純資産の額は192,398百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、本効力発生日までに分割会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

なお、本件分割により、分割会社が承継会社へ承継させる資産及び負債の額は0円となる見込みです。

以上により、本件分割後における分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、上記2のとおり、本提携による承継会社との間の収益配分や本件分割によるコスト削減等も考慮すると、本件分割後における分割会社の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本効力発生日以降も分割会社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

承継会社の最終事業年度の末日である2024年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は15,139,033百万円、負債の額は14,571,090百万円、純資産の額は567,943百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、本効力発生日までに承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておりません。

なお、本件分割により、承継会社が分割会社から承継する資産及び負債の額は0円となる見込みです。

以上により、本件分割後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件分割後における承継会社の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本効力発生日以降も承継会社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

8. 事前開示開始後の上記各事項の変更（会社法施行規則第183条第7号）

本事前開示開始以後、上記事項に変更がありましたら、ただちに開示致します。

以上



吸収分割契約書

株式会社岩手銀行（以下「**岩手銀行**」という）と大和証券株式会社（以下「**大和証券**」という）とは、本吸収分割（第1条第1項に定める）について、以下のとおり吸収分割契約書（以下「**本契約書**」という）を締結する。

第1条（本吸収分割）

1. 岩手銀行は、本契約書の定めに従い、本効力発生日（第4条第1項に定める）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、岩手銀行の公共債、投資信託の窓販業務に係る事業（以下「**本事業**」という）に関して岩手銀行に開設された顧客口座（以下「**本承継口座**」という）に係る資産、債務、契約その他の権利義務（以下「**対象権利義務**」という）を大和証券に承継させ、大和証券はこれを承継する（以下「**本吸収分割**」という）。但し、対象権利義務の承継につき関係官庁その他第三者の許認可又は承諾等を要するものは、当該許認可又は承諾等の取得を条件として、当該対象権利義務を本吸収分割に際して承継させる。
2. 対象権利義務は、以下のとおりとし、その詳細については岩手銀行及び大和証券が別途協議の上定める。なお、大和証券は、岩手銀行と岩手銀行の従業員（岩手銀行への出向者を含む）との間の雇用契約及び岩手銀行の簿外債務（偶発債務その他の隠れた債務を含む）については、一切承継しないものとする。
 - (1) 本承継口座を開設している顧客に係る預かり資産
 - (2) 本承継口座を開設している顧客との契約に係る契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務

第2条（本吸収分割の対価）

大和証券が本吸収分割により承継する対象権利義務の対価は、0円とし、大和証券は、岩手銀行に対し、株式、金銭、その他の財産を交付しない。

第3条（資本金等）

本吸収分割により大和証券の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第4条（本吸収分割の効力発生日）

1. 本吸収分割が効力を生ずる日（以下「**本効力発生日**」という）は、2026年5月7日とする。但し、岩手銀行及び大和証券間の合意により、本効力発生日を変更することができる。
2. 本吸収分割の効力は、(i)岩手銀行と大和証券との間で締結した2025年3月24日

付け「包括的業務提携に関する最終契約書」(以下「包括的業務提携契約書」という)が本効力発生日において有効かつ適法に存続していること、(ii)岩手銀行と大和証券との間で包括的業務提携契約書第 14 条各号に定める委託業務に係る業務委託契約、銀行代理業再委託契約、顧客紹介契約、確定拠出年金業務の業務委託契約及び出向契約の全てが締結され、これが本効力発生日において有効かつ適法に存続していること、(iii)本吸収分割の効力発生のために関連法令に基づき必要とされる関係官庁の許認可又は承諾等(以下「本許認可等」という)が取得されたこと、並びに、(iv)次条第 1 項及び第 2 項に定める全ての手続が完了したことを停止条件として、発生するものとする。

第 5 条 (分割の承認決議)

1. 岩手銀行は、会社法第 784 条第 2 項(簡易分割)に基づき、本吸収分割につき株主総会の承認を得ることなく行うものとする。但し、岩手銀行は、本効力発生日の前日までに、法律、命令、規則、条例、条約、指針、通知、通達、事務ガイドラインその他これらに準じるもの(以下「法令等」という)又は定款その他の内部規則に基づき、本吸収分割のために自己において必要とされる一切の手続を完了させる。
2. 大和証券は、会社法第 796 条第 2 項(簡易分割)に基づき、本吸収分割につき株主総会の承認を得ることなく行うものとする。但し、大和証券は、本効力発生日の前日までに、法令等又は定款その他の内部規則に基づき、本吸収分割のために自己において必要とされる一切の手続を完了させる。

第 6 条 (善管注意義務)

1. 岩手銀行は、本契約書の締結後、本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意義務をもって、本契約書締結時点において遂行されていた方法と実質的に同様の方法により、本事業に属する業務執行及び財産の管理運営を行い、通常の業務の範囲を逸脱する行為又は対象権利義務に重大な影響を及ぼす事項を行うときは、予め大和証券との間で協議しなければならない。
2. 岩手銀行及び大和証券は、本契約書の締結日から本効力発生日までの間、相手方の合理的な要求に応じて、本吸収分割を実行するために必要となる情報及び資料を提供するものとする。

第 7 条 (分割条件の変更及び解除)

本契約書の締結日から本効力発生日までの間において、岩手銀行の財産状態及び経営状態に重要な変動が生じた場合、第 1 条第 1 項但書の許認可又は承諾等が取得できなかった場合、本許認可等が取得できなかった場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約書の目的の達成が困難となった場合、岩手銀行及び大和証券

が協議・合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約書を解除することができる。

第 8 条（競業避止）

本吸収分割について、会社法第 21 条の規定は適用しない。その他、競業避止義務に関しては、包括的業務提携契約書における合意内容に従うものとする。

第 9 条（権利義務の譲渡禁止）

岩手銀行及び大和証券は、相手方の書面による事前承諾なしに、本契約書上の地位及び本契約書に基づく権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し又は第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。

第 10 条（費用負担）

各当事者は、別途合意した場合を除き、本契約書の締結及び履行に関連してそれぞれに発生する費用については、各自これを負担する。

第 11 条（本契約書に定めのない事項）

本契約書に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約書の趣旨に従い、岩手銀行及び大和証券が別途協議の上定める。

第 12 条（準拠法・専属的合意管轄裁判所）

本契約書は日本法を準拠法とし、本契約書に関連する当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

以上の合意を証するため、本契約書 2 通を作成し、各当事者は、以下のとおり記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 3 月 24 日

岩手県盛岡市中央通一丁目 2 番 3 号
株式会社岩手銀行
取締役頭取 岩山 徹



東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
グラントウキョウ ノース
大和証券株式会社
代表取締役社長 荻野 明彦





2023年度 計算書類

(会社法第435条第2項の規定に基づく書類)

〔 2023年4月1日から
2024年3月31日まで 〕

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

大和証券株式会社

I 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,941,435	流動負債	13,075,598
現金・預金	1,183,622	トレーディング商品	4,600,928
預託金	498,596	商品有価証券等	2,107,229
有価証券	5,000	デリバティブ取引	2,493,698
トレーディング商品	4,798,152	約定見返勘定	449,473
商品有価証券等	2,126,274	信用取引負債	53,822
デリバティブ取引	2,671,878	信用取引借入金	4,271
信用取引資産	153,449	信用取引貸証券受入金	49,550
信用取引貸付金	144,198	有価証券担保借入金	5,566,384
信用取引借証券担保金	9,250	有価証券貸借取引受入金	1,064,188
有価証券担保貸付金	7,086,760	現先取引借入金	4,502,195
借入有価証券担保金	3,768,948	預り金	469,544
現先取引貸付金	3,317,811	受入保証金	462,533
立替金	33,301	短期借入金	893,614
短期差入保証金	607,766	コマーシャル・ペーパー	420,000
短期貸付金	487,815	1年内償還予定の社債	72,980
未収収益	46,804	未払金	16,057
その他	40,254	未払費用	19,728
貸倒引当金	△88	未払法人税等	28,551
固定資産	197,598	賞与引当金	16,292
有形固定資産	50,095	その他	5,687
建物	27,203	固定負債	1,489,891
器具備品	5,720	社債	489,659
土地	17,106	長期借入金	953,892
その他	65	退職給付引当金	32,230
無形固定資産	77,319	訴訟損失引当金	235
ソフトウェア	45,065	その他	13,873
その他	32,253	特別法上の準備金	5,600
投資その他の資産	70,183	金融商品取引責任準備金	5,600
投資有価証券	6,352	負債合計	14,571,090
関係会社株式	1,110	(純資産の部)	
長期貸付金	34,874	株主資本	565,723
長期差入保証金	14,322	資本金	100,000
繰延税金資産	9,563	資本剰余金	52,358
その他	5,637	資本準備金	50,010
貸倒引当金	△1,677	その他資本剰余金	2,348
		利益剰余金	413,365
		利益準備金	2,430
		その他利益剰余金	410,935
		繰越利益剰余金	410,935
		評価・換算差額等	2,219
		その他有価証券評価差額金	2,219
		純資産合計	567,943
資産合計	15,139,033	負債及び純資産合計	15,139,033

II 損益計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	407,337
受入手数料	242,832
トレーディング損益	82,623
金融収益	81,881
金融費用	67,198
純営業収益	340,138
販売費・一般管理費	256,104
営業利益	84,034
営業外収益	8,102
営業外費用	5,767
経常利益	86,369
特別利益	159
投資有価証券売却益	159
特別損失	3,034
固定資産除売却損	1,695
金融商品取引責任準備金繰入れ	1,337
投資有価証券評価損	1
税引前当期純利益	83,495
法人税、住民税及び事業税	28,372
法人税等調整額	△2,064
当期純利益	57,186

Ⅲ 株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
2023年4月1日残高	100,000	50,010	2,348	52,358	2,430	360,899	363,329	515,687
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△7,150	△7,150	△7,150
当期純利益	—	—	—	—	—	57,186	57,186	57,186
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	50,035	50,035	50,035
2024年3月31日残高	100,000	50,010	2,348	52,358	2,430	410,935	413,365	565,723

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2023年4月1日残高	2,016	2,016	517,704
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△7,150
当期純利益	—	—	57,186
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	203	203	203
事業年度中の変動額合計	203	203	50,239
2024年3月31日残高	2,219	2,219	567,943

IV 個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）並びに同規則第118条の規定に基づき、当社の貸借対照表及び損益計算書に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価法で計上しております。

なお、デリバティブ取引については、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

② トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

ア 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

イ 満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

ウ その他有価証券

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）で計上しております。ただし、市場価格のない株式等（非上場株式等）及び組合出資金等については、主として移動平均法による原価法で計上しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、当該組合等の財務諸表に基づいて、組合等の純資産を出資持分割合に応じて、投資有価証券として計上しております（組合等の保有する有価証券の評価差額については、その持分相当額を全部純資産直入法により処理しております）。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産、投資その他の資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

② 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算基準による支払見積額の当期負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規程に基づく当期末における要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて、事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためであります。

④ 訴訟損失引当金

証券取引に関する損害賠償請求訴訟等について、今後の損害賠償金の支払いに備えるため、経過状況等に基づく当期末における支払見積額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、「IV 個別注記表 10. 収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費は、全額支出時の費用として処理しております。

② グループ通算制度の適用

当社は、株式会社大和証券グループ本社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い)

「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第43号 2022年8月26日 企業会計基準委員会)を当事業年度の期首から適用しており、当該会計方針の変更は、過去の期間のすべてに遡及適用されます。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(トレーディング商品に属するレベル3のデリバティブ取引に係る評価)

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

トレーディング商品に属するデリバティブ取引のうち、レベル3に区分されている資産は306億円、負債は170億円であり、市場で観察できないインプットを使用して時価を算定していることから見積りの不確実性があります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

トレーディング商品に属するデリバティブ取引の時価は、リスク中立測度下での期待キャッシュ・フロー・ディスカウント・モデルにより算定しております。

この時価算定の会計上の見積りにおける主要な仮定は価格算定モデルに用いるインプットであります。価格算定モデルには、金利、為替レート、株価、ボラティリティ、相関係数などの様々なインプットを使用しており、特に、レベル3のデリバティブ取引の時価の算定には、長期のスワップ・レート、長期の通貨ベース、長期の株価ボラティリティ、長期のクレジット・スプレッド及び相関係数といった市場で観察できないインプットを使用しております。

これらの内容は、「8. 金融商品に関する注記(注)1 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明」に記載しております。

市場環境の変化等による主要な仮定の変化が、トレーディング商品の評価額に重要な影響を及ぼす可能性があります。重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響については、「8. 金融商品に関する注記(注)2 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報」に記載しております。

4. 貸借対照表等に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

トレーディング商品 308,675百万円

(注) 上記の金額は貸借対照表計上額によっております。なお、上記担保資産の他に、借り入れた有価証券68,165百万円を担保として差し入れております。

② 担保に係る債務

短期借入金 168,100百万円

(注) 上記の金額は貸借対照表計上額によっております。

(2) 差入有価証券及び受入有価証券

① 差入有価証券

5,870,803百万円

(内訳) 消費貸借契約により貸し付けた有価証券 1,064,920百万円

現先取引で売り付けた有価証券 4,354,220百万円

その他 451,662百万円

(注) 上記(1)①担保に供している資産に属するものは除いております。

② 受入有価証券

7,194,899百万円

(内訳) 消費貸借契約により借り入れた有価証券 3,769,140百万円

現先取引で買い付けた有価証券 3,163,409百万円

その他 262,349百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

63,936百万円

(4) 保証債務

被保証者	被保証債務の内容	金額 (百万円)
親会社の子会社	デリバティブ取引等	117
計		117

(5) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 37,139百万円

長期金銭債権 30,754百万円

短期金銭債務 91,095百万円

長期金銭債務 581,710百万円

(6) 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項

金融商品取引責任準備金 金融商品取引法第46条の5第1項

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引

受入手数料	1,649百万円
トレーディング損益	8,940百万円
金融収益	215百万円
金融費用	8,723百万円
販売費・一般管理費	466百万円

(2) 営業取引以外の取引 2,753百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式の数 810,200株

(2) 当期末における自己株式の数
該当する事項はありません。

(3) 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	7,150	8,826
計		7,150	8,826

(4) 当期の末日後に行う剰余金の配当（基準日が当期中のもの）に関する事項
株主総会において、次の通り決議頂く予定です。

① 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額 57,186百万円

② 配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額
該当する事項はありません。

(5) 当期末における当社が発行している新株予約権の目的となる当社の株式の数
該当する事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	9,874百万円
減損損失	7,812
賞与引当金	4,792
資産除去債務	2,046
金融商品取引責任準備金	1,714
未払事業税等	1,709
減価償却超過額	1,262
商品有価証券・デリバティブ	432
投資有価証券評価損	324
その他	4,528
繰延税金資産小計	<u>34,498</u>
評価性引当額	<u>△22,756</u>
繰延税金資産合計	<u>11,741</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	918
資産除去債務に対応する除去費用	726
その他	533
繰延税金負債合計	<u>2,177</u>
繰延税金資産の純額	<u>9,563</u>

8. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は有価証券関連業を中核とする投資・金融サービス業を行っております。具体的には、有価証券及びデリバティブ商品の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い、その他有価証券関連業並びに金融業等を営んでおります。

これらの業務において、当社では商品有価証券等、デリバティブ取引、投資有価証券等の金融資産・負債を保有するほか、社債、メディアム・ターム・ノート、金融機関借入、コマーシャル・ペーパー、コールマネー、現先取引、レポ取引等による資金調達を行っております。資金調達を行う際には、ビジネスを継続する上で十分な流動性を効率的かつ安定的に確保するという資金調達の基本方針の下、調達手段及び償還期限の多様化を図りながら、資産と負債の適正なバランスの維持に努め、効率的かつ安定的な資金調達の実現を図っております。また、主に金利スワップ及び通貨スワップ等を金融資産・負債に関する金利変動及び為替変動の影響をヘッジする目的で利用しております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクをその特性に応じて適切に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社はトレーディング業務において、①有価証券等（株券・ワラント、債券及び受益証券等）、有価証券担保貸付金・借入金、信用取引資産・負債等、②株価指数先物・債券先物・金利先物及びこれらのオプション取引に代表される取引所取引のデリバティブ商品、③金利スワップ及び通貨スワップ・先物外国為替取引・選択権付債券売買・通貨オプション・FRA・有価証券店頭デリバティブ等の取引所取引以外のデリバティブ商品（店頭デリバティブ取引）等の金融商品を保有しております。また、取引関係上の目的等で投資有価証券等の金融商品を保有しております。

これらの金融商品に内在する様々なリスクのうち、主要なものは市場リスクと信用リスクです。市場リスクとは、株式・金利・為替・コモディティ等の市場で取引される商品の価格やレートが変化することによって、保有する金融商品又は金融取引により損失を被るリスク及び市場の流動性の著しい低下により市場における取引が成立せず、又は著しく不利な条件での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスクを指します。また、信用リスクとは、金融取引の取引先や保有する金融商品の発行体のデフォルト、あるいは信用力の変化等によって損失を被るリスクを指します。これらの他、関連するリスクとしてモデルリスクがあります。モデルリスクとは、モデルの開発、実装における誤り、又はモデルの誤用に起因して、損失を被るリスクを指します。

なお、トレーディング業務において、顧客のニーズに対応するために行っている単独又は仕組債等に組込まれたデリバティブ取引の中には、対象資産である株式・金利・為替・コモディティ等の変動並びにそれらの相関に対する変動率が大きいものや、複雑な変動をするものが含まれており、対象資産に比べたリスクが高くなっております。これらのデリバティブ取引は、貸借対照表のトレーディング商品等を含めており、また、時価変動による実現・未実現の損益は、トレーディング損益として計上しております。

また、当社は金融商品を保有するとともに、社債、メディアム・ターム・ノート、金融機関借入、コマーシャル・ペーパー、コールマネー、現先取引、レポ取引等による資金調達を行っており、流動性リスクに晒されております。流動性リスクとは、市場環境の変化や当社の財務内容の悪化などにより資金繰りに支障をきたすリスク、あるいは通常よりも著しく高い調達コストを余儀なくされることにより損失を被るリスクを指します。

当社では、デリバティブ市場における仲介業者及び最終利用者としてデリバティブ取引を利用しております。デリバティブ商品は顧客の様々な金融ニーズに対応するための必要不可欠な商品となっており、仲介業者として顧客の要望に応じるために様々な形で金融商品を提供しております。例えば、顧客の保有する外国債券の為替リスクをヘッジするための先物外国為替取引や、社債発行時の金利リスクをヘッジするための金利スワップの提供等があります。最終利用者としては、当社の金融資産・負債に係る金利リスクをヘッジするために金利スワップを利用し、また、トレーディング・ポジションをヘッジするために各種先物取引、オプション取引等を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社はリスク管理の基本方針を定めた「リスク管理規程」を取締役会で決定しており、リスク管理の基本方針に基づき、各業務のリスク特性や規模に応じたリスク管理を行っております。

① トレーディング目的の金融商品に係るリスク管理

(i) 市場リスクの管理

当社のトレーディング業務では、財務状況や対象部門のビジネスプラン・予算等を勘案したうえで、VaR、ポジション、感応度等に限度枠を設定しております。当社のリスク管理部署では市場リスクの状況をモニタリングし、経営陣に日次で報告しております。

また、一定期間のデータに基づいて統計的仮定により算出したVaRの限界を補うべく、過去の大幅なマーケット変動に基づくシナリオや、仮想的なストレスイベントに基づくシナリオを用いて、ストレステストを実施しております。

<市場リスクに係る定量的情報>

当社では、トレーディング商品に関するVaRの算定にあたって、ヒストリカル・シミュレーション法（保有期間1日、信頼区間99%、観測期間520営業日）を採用しております。決算日における当社のトレーディング業務のVaRは、全体で9億円であります。

なお、当社では算出されたVaRと損益を比較するバックテストを実施し、モデルの有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においてはリスクを十分に捕捉できない場合があります。

(ii) 信用リスクの管理

当社のトレーディング業務における信用リスクには取引先リスクと発行体リスクがあります。取引先リスクについては、当社が一取引先グループに対して許容できる与信相当額の上限を設定し、定期的にモニタリングしています。また、マーケットメイクにより保有する金融商品の発行体リスクについては、リスク量をモニタリングしています。さらに、大口与信の影響についても定期的なモニタリングをしております。

信用取引においては顧客への与信が発生しますが、担保として定められた委託保証金を徴求しております。また、有価証券貸借取引については、取引先に対する与信枠を設定した上で、必要な担保を徴求するとともに日々の値洗い等を通じて信用リスクの削減を図っております。

(iii) モデルリスクの管理

トレーディング商品の時価評価モデルは、モデルリスク管理体制のもと、検証・承認のプロセスを経て使用されます。また、市場実勢の変化に伴い、市場動向に合うよう定期的にレビューを行っております。

② トレーディング目的以外の金融商品に係るリスク管理

当社はトレーディング業務以外に、取引関係上の目的等で投資有価証券等の金融商品を保有しております。取引関係上の目的等の投資有価証券等は、関連規程等に定められた方針に基づき取得・売却の決定を行います。また、定期的にリスクの状況をモニタリングしております。

<市場リスクに係る定量的情報>

市場リスクの影響を受ける主たる金融資産は、取引関係上の目的で保有する「投資有価証券」であります。なお、2024年3月31日現在、指標となる東証株価指数（TOPIX）等が10%変動したものと想定した場合には「投資有価証券」の内、時価のある株式等において時価が2億円変動するものと把握しております。

また、市場リスクの影響を受ける主たる金融負債は「社債」及び「長期借入金」であります。なお、2024年3月31日現在、その他全てのリスク変数が一定であると仮定し、指標となる金利が10ベース・ポイント（0.1%）変動したものと想定した場合、「社債」の時価が0.3億円、「長期借入金」の時価が23億円それぞれ変動するものと把握しております。

③ 流動性の管理

当社は、多くの資産及び負債を用いる有価証券関連業務を中心としたビジネスを行っており、ビジネスを継続する上で十分な流動性を効率的かつ安定的に確保することを資金調達の基本方針としております。

当社の資金調達手段には、社債、メディアム・ターム・ノート、金融機関借入、コマーシャル・ペーパー、コールマネー等の無担保調達、現先取引、レポ取引等の有担保調達があり、これらの多様な調達手段を適切に組み合わせることにより、効率的かつ安定的な資金調達の実現を図っております。

財務の安定性という観点では、環境が大きく変動した場合においても、業務の継続に支障をきたすことのないよう、平時から安定的に資金を確保するよう努めると同時に、危機発生等により、新規の資金調達及び既存資金の再調達が困難となる場合も想定し、調達資金の償還期限及び調達先の分散を図っております。

また、当社の親会社である大和証券グループ本社を中心とする大和証券グループでは、グループ全体での適正な流動性確保という基本方針の下、大和証券グループ本社が一元的に資金の流動性の管理・モニタリングを行っております。その中で当社は、一定期間内に期日が到来する無担保調達資金及び同期間にストレスが発生した場合の資金流出見込額に対し、様々なストレスシナリオを想定したうえで、それらをカバーする流動性ポートフォリオが保持されていることを日次で確認しております。

当社は、流動性リスクへの対応の一環として、コンティンジェンシー・ファンディング・プランを策定しております。同プランは、信用力の低下等の内生的要因や金融市場の混乱等の外生的要因によるストレスの逼迫度に応じた報告体制や資金調達手段の確保などの方針を定めており、これにより当社は機動的な対応により流動性を確保する態勢を整備しております。

当社のコンティンジェンシー・ファンディング・プランは、変動する金融環境に機動的に対応するため、定期的な見直しを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）第24-16項の取扱いを適用した組合出資金等については、表には含めておりません（(注)3に記載のとおりであります）。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価：	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：	観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) トレーディング商品				
① 商品有価証券等				
株券・ワラント	83,211	333	1,795	85,340
国債・地方債等	1,193,502	155,066	—	1,348,569
社債	—	327,072	—	327,072
外国債券	14,811	292,305	13,494	320,612
受益証券	34,229	9,236	—	43,466
その他	—	—	1,213	1,213
② デリバティブ取引				
エクイティ	44,512	211,195	17,433	273,141
金利	51	1,699,632	3,749	1,703,433
通貨	—	626,710	5,141	631,851
クレジット・その他	—	59,108	4,343	63,451
(2) 有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株券	2,974	—	—	2,974
資産計	1,373,293	3,380,661	47,172	4,801,126
(1) トレーディング商品				
① 商品有価証券等				
株券・ワラント	158,108	5,627	—	163,736
国債・地方債等	1,856,672	1,119	—	1,857,792
外国債券	67,845	1,796	—	69,641
受益証券	16,060	—	—	16,060
② デリバティブ取引				
エクイティ	69,352	177,245	3,998	250,596
金利	178	1,712,720	8,322	1,721,221
通貨	—	456,827	1,739	458,567
クレジット・その他	—	60,347	2,966	63,313
負債計	2,168,217	2,415,684	17,026	4,600,928

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価				貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
(1) 社債	—	490,534	—	490,534	489,659	△875
(2) 長期借入金	—	943,849	—	943,849	953,892	10,042
負債計	—	1,434,383	—	1,434,383	1,443,551	9,167

なお、「現金・預金」「預託金」「約定見返勘定」「有価証券担保貸付金」「有価証券担保借入金」「短期貸付金」「預り金」「短期借入金」「コマーシャル・ペーパー」「1年内償還予定の社債」等は、現金であること、又は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。また、以下の勘定科目は、その勘定の性質から短期間で決済されるとみなし、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(ア) 信用取引資産、信用取引負債

信用取引資産は顧客の信用取引に伴う顧客への貸付金と証券金融会社への担保金であり、前者は顧客の意思による反対売買等により決済が行われ、後者は貸借取引業務において値洗いされる担保金であることから、短期間で決済されるとみなしております。

信用取引負債は顧客の信用取引に伴う証券金融会社からの借入金と顧客の信用取引に係る有価証券の売付代金相当額であり、前者は値洗いされ、後者は顧客の意思による反対売買等により決済が行われることから、短期間で決済されるとみなしております。

(イ) 短期差入保証金、受入保証金

主としてデリバティブ取引における保証金であり、取引に応じて値洗いされる特性から、短期間で決済されるとみなしております。

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) トレーディング商品

① 商品有価証券等

株式等については、主たる取引所の最終価格又は最終気配値を時価としており、主にレベル1の時価に分類しております。

債券については、主に類似の債券を含めた市場価格（当社店頭、ブローカースクリーン等）又は、市場価格情報（売買参考統計値等）から指標金利との格差等を用いて合理的に算定される価格を時価としており、一部国債等はレベル1の時価に分類し、それ以外はレベル2の時価に分類しております。ただし、レベル2の時価と分類するのに必要な価格情報が得られない場合はレベル3の時価に分類しております。また、一部債券の時価については、デリバティブ取引と同様に価格算定モデルにより算定しております。観察可能なインプットのみを用いて価格を算定している場合、若しくは観察できないインプットを用いて価格を算定している場合もその影響が重要でない場合は、レベル2の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル3の時価に分類しております。

上場投資信託については、主たる取引所の最終価格又は最終気配値を時価としており、主にレベル1の時価に分類しております。非上場投資信託については、基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

② デリバティブ取引

上場デリバティブ取引は、主に取引所の清算値価格又は証拠金算定基準価格を時価としており、レベル1の時価に分類しております。ただし、上記価格が得られない場合や取引が頻繁に行われていない場合は、レベル2の時価と分類しております。

店頭デリバティブ取引については、金利スワップ、通貨スワップ、エクイティ・デリバティブ、クレジット・デリバティブといった取引があります。時価の算定においては、市場で一般に用いられるリスク中立測度の仮定のもとでの期待キャッシュ・フローの現在価値を、主に数値積分法、有限差分法及びモンテカルロ法による価格算定モデルにより算定しております。価格算定モデルには、金利、為替レート、株価、ボラティリティ、相関係数などの様々なインプットがあります。観察可能なインプットのみを用いて価格を算定している場合、若しくは観察できないインプットを用いて価格を算定している場合もその影響が重要でない場合は、レベル2の時価に分類し、重要な観察できないインプットを用いて価格を算定している場合はレベル3の時価に分類しております。市場で観察できないインプットとしては、長期のスワップ・レート、長期の通貨ベース、長期の株価ボラティリティ、長期のクレジット・スプレッド及び相関係数があります。

なお、店頭デリバティブ取引については、取引相手先及び当社の信用リスク相当額及び流動性リスク相当額を必要に応じて時価に調整しております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

株式については、主たる取引所の最終価格又は最終気配値を時価としており、レベル1の時価に分類しております。

(3) 社債

償還まで1年超の社債の時価について、市場価格（売買参考統計値等）が入手可能な場合には、その時価を市場価格から算定しており、レベル2の時価に分類しております。市場価格が入手不可能な場合においても、発行時からの金利変動及び当社自身の信用スプレッドの変動相当額を、帳簿価額に調整することによって時価を算定しており、当社自身の信用スプレッドについては、直近の調達レート、自社発行の類似債券の市場価格水準等を参照していることから、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期借入金

借入当初からの金利変動及び信用スプレッドの変動相当額を、帳簿価額に調整することによって時価を算定しており、当社自身の信用スプレッドについては、直近の調達レート、自社発行の類似債券の市場価格水準等を参照していることから、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2 時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲
デリバティブ取引	リスク中立測度下での期待キャッシュ・フロー・ディスカウント・モデル		
金利・為替		スワップ・レート	0.9-4.8%
		通貨ベース	△0.8-△0.04%
エクイティ		株価ボラティリティ	18.6-20.9%
クレジット・その他		クレジット・スプレッド	0.1-5.3%
		相関係数	△0.18-0.85

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当事業年度の損益に認識した評価損益

レベル3の時価をもって貸借対照表価額とする資産及び負債の内訳及び期中における変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	商品有価証券等 (資産)	デリバティブ取引 (純額)	合計
期首残高	10,828	101,514	112,343
当事業年度の損益			
損益に計上(※2)	832	△19,024	△18,191
購入、売却、発行及び決済			
購入	29,380	338	29,718
売却	△23,678	△459	△24,138
発行	—	—	—
決済	—	△13,405	△13,405
レベル3の時価への振替 (※1、※4)	2,577	—	2,577
レベル3の時価からの振替 (※1、※5)	△3,435	△55,321	△58,756
期末残高	16,504	13,641	30,145
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融商品の評価損益(※3)	332	△32,429	△32,097

※1 レベル間の振替は期首時点で認識することとしております。

※2 「商品有価証券等(資産)」、「デリバティブ取引(純額)」に係る損益は、「トレーディング損益」に含まれております。

※3 レベル3金融商品に関しては、観察可能でないインプットのみでなく、観察可能なインプットの変動も評価損益の一因となります。また、レベル3金融商品の多くは、他のレベル(レベル1、2)に分類されている金融商品によって経済的にヘッジされておりますが、当該金融商品の損益については上記の表には含まれておりません。

※4 レベル1若しくはレベル2からレベル3への振替の理由は、一部の有価証券について相場価格が入手不能となったため、又は、評価技法へのインプットが観察可能でなくなったためであります。

※5 レベル3からレベル1若しくはレベル2への振替の理由は、一部の有価証券について相場価格が入手可能となったため、又は、評価技法へのインプットが観察可能となったためであります。

(3) 時価の評価プロセスの説明

トレーディングを行う部署が保有する金融商品の時価について、当社が定める基本方針に従って算定及び検証が行われます。算定された結果は、算定に用いたインプットも含めて、トレーディングを行う部署から独立した部署によって検証が行われます。

当社では、時価の算定に用いる価格算定モデルについて承認を行うプロセスに関する指針を定めており、これに従って、価格算定モデルの開発部署から独立した部署がモデル内の仮定及び技法について検証を行います。また、価格算定モデルは観察可能な市場情報や代替可能なモデルとの比較分析等により、市場動向に合わせて調整する体制を構築しています。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットとしては、長期のスワップ・レート、長期の通貨ベース、長期の株価ボラティリティ、長期のクレジット・スプレッド及び相関係数があります。時価の算定において、金利の変動は期待キャッシュ・フローや割引率に影響し、クレジット・スプレッドの変動は倒産確率に影響します。ボラティリティについては、ボラティリティが上昇（下落）するとオプション価値が増加（減少）します。相関係数は複数資産間の幅広い組み合わせがあり、水準や変動の方向性もその組み合わせにより大きく異なる可能性があります。

店頭デリバティブ取引の時価は年限毎や通貨毎に与えられる複数のインプットから算定され、市場が変動した場合には、全てのインプットの影響額の合算として時価が増加若しくは減少します。また、各インプット変動の時価への影響は取引毎の商品性によって決まります。レベル3に分類される金融商品の時価の算定に使用する観察可能でないインプットは、各々が必ずしも独立したものではなく、他のインプットとの相関関係が存在する場合があります。こうした関係の多くは、相関係数を通じて捕捉されており、複数資産間の幅広い相関係数の影響により、金融商品の時価が増加又は減少します。

商品区分ごとに合理的に起こり得る代替的な仮定を用いた場合のレベル3金融商品の時価に対する影響は以下のとおりであり、前記(1)の重要な観察できないインプットの範囲を元に計算しています。

(単位：百万円)

	時価	プラスの時価変動	マイナスの時価変動
デリバティブ	13,641	804	804

(注) 3 当事業年度において、市場価格のない株式等（非上場株式等）並びに組合出資金等については次のとおりであり、資産(2)「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
子会社株式及び関連会社株式	
非上場株式 ※1	1,110
その他有価証券	
非上場株式 ※1	1,283
組合出資金等 ※2	2,095

※1 非上場株式については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

※2 組合出資金等については、時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

9. 持分法損益等

(1) 関連会社に関する事項

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(2) 開示対象特別目的会社に関する事項

開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要等

当社は、顧客の資金運用ニーズに応える目的で仕組債を販売しており、仕組債の組成に際し特別目的会社を利用しております。この取引において、当社は、取得した債券をケイマン法人の特別目的会社に譲渡し、当該特別目的会社は取得した債券を担保とする仕組債を発行しております。当該特別目的会社は6社ありますが、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。なお、当期末における特別目的会社の債券等の発行額は797,100百万円であります。

10. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	リテール営業部門	国内ホールセール部門	計
顧客との契約から生じる収益	174,735	68,096	242,832
受入手数料	174,735	68,096	242,832
委託手数料	48,750	21,448	70,198
引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	8,592	24,823	33,416
募集・売出し・特定投資家向け 付け勧誘等の取扱手数料	18,036	43	18,079
その他の受入手数料	99,356	21,780	121,137

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社では、幅広いサービスを提供しており、主な収益を以下のとおり認識しております。なお、重大な金融要素が含まれる契約は含まれておりません。

「委託手数料」においては、顧客と締結した取引約款・規定等に基づいて、売買執行サービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、当社が注文を執行する都度充足されることから、約定時点（一時点）で収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である約定日から概ね数営業日以内に支払を受けております。

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」においては、有価証券の発行会社等との契約に基づき、引受け・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、引受契約証券に係る引受けの諸条件が決定し、引受ポジションとして市場リスクが計測できる要件が整った時点で充足されることから、条件決定日等の当該業務の完了時（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、各履行義務の充足時点から発行会社等への払込日又は受渡日等までに支払いを受けております。

「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」においては、有価証券の引受会社等との契約に基づき、募集・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、募集等の申し込みが完了した時点で充足されることから、募集等申込日等の当該業務の完了時（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、履行義務の充足時点である募集等申込日から払込日又は受渡日等までに支払を受けております。

「その他の受入手数料」には、様々なサービスに係る受入手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は「代理事務手数料」「M&A関連手数料」「投資顧問・取引等管理料」となります。

「代理事務手数料」においては、主に投信委託会社等との契約に基づき、募集・販売の取扱い等に関する代理事務を履行する義務を負っております。取引価格は投資信託の純資産等を参照して算定されます。当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消され、当履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。通常の支払期限について、多くの場合、投資信託等の決算日後から数営業日以内に支払を受けております。

「M&A関連手数料」においては、提案、助言、価格算定又は各種書類作成支援等含むアドバイザーサービスを履行する義務を負っております。取引価格は、固定報酬だけでなく成功報酬が設定される場合があり、対価の金額に変動性がある場合があります。成功報酬が設定される場合の対価の金額は、通常、当社の影響力の及ばない様々な要因の影響を非常に受けやすく、収益の著しい減額が発生しない可能性が高いと判断できないことから、当事業年度末までに確定した報酬金額を取引価格に含めております。当該手数料においては、サービス提供完了時（一時点）に収益を認識しております。通常の支払期限について、サービス提供完了日が属する月の翌月までに支払を受けております。なお、当契約において将来のサービスに対する返金不要の前払報酬を受領した場合には、サービスを提供したときに収益を認識しております。

「投資顧問・取引等管理料」においては、投資一任契約に基づき、資産運用管理サービスを履行する義務を負っております。取引価格は、契約資産残高の時価残高、ファンド純資産、超過パフォーマンス等を参照して算定されま

す。当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消され、当履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。通常の支払期限について、報酬計算基準日から翌月末までに支払を受けております。

3. 当事業年度及び当事業年度の末日後の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約残高の内訳は以下のとおりであります。顧客との契約から生じた債権及び契約負債は、貸借対照表上はそれぞれ「未収収益」及び流動負債の「その他」に計上しております。なお、当社では、顧客から対価を受け取っている（又は対価の金額の期限が到来している）もののうち、顧客に財又はサービスを移転する義務を履行するまでの期間が1年を超える重要な取引はなく、期首現在の契約負債残高は当事業年度に収益として認識しております。また、各会計期間において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要なものはありません。

(単位：百万円)

	当事業年度 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	16,649
契約負債	4,403

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約における対価のうち取引価格に含まれない金額に重要なものはありません。

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社大和証券グループ本社	被所有 直接 100%	資金の貸付等 資金の借入等 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	—	長期貸付金	30,000
				利息の受取 (注1)	183		
				資金の借入 (注1)	234,024	短期借入金	81,514
				利息の支払 (注1)	8,721	長期借入金 未払費用	577,592 601
				賃料等の受入 (注2)	2,741	前受金 受入保証金	161 4,118

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には、長期貸付金は貸付金額、短期借入金は月末平均残高、長期借入金は借入金額を記載しております。

また、資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 賃料は当社所定の算定式に基づき決定しており、市場賃料等を勘案のうえ適宜見直しています。また、解約違約金等その他の条件は交渉のうえ決定しております。

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社の子会社	大和証券キャピタル・マーケット ヨーロッパ リミ テッド	なし	証券取引等	有価証券貸借 取引 (注1, 2)	—	有価証券担保 貸付金 有価証券担保 借入金	—
				有価証券貸借 取引収益 (注2)	598		—
				有価証券貸借 取引費用 (注2)	2,562		—
				資金の貸付 (注2, 3)	4,570	短期貸付金 未収収益	—
				利息の受取 (注2)	0		—
				有価証券の購 入、売却 (注1, 2)	—	—	—
				デリバティブ 取引 (注1, 2)	—	デリバティブ 取引（資産） デリバティブ 取引（負債）	15,791 18,381
親会社の子会社	大和証券キャピタル・マーケット アメリカ Inc.	なし	証券取引等	有価証券貸借 取引 (注1, 2)	—	有価証券担保 貸付金 有価証券担保 借入金	191,782
				有価証券貸借 取引収益 (注2)	6,083		1,084,174
				有価証券貸借 取引費用 (注2)	44,279		—
				資金の貸付 (注2, 3)	55,918	短期貸付金 未収収益	62,564
				利息の受取 (注2)	3,047		72
				有価証券の購 入、売却 (注1, 2)	—	—	—
				デリバティブ 取引 (注1, 2)	—	デリバティブ 取引（資産） デリバティブ 取引（負債）	1,386 —

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	大和アセットマネジメント株式会社	なし	投資信託に係る事務代行役員の兼任	投資信託の代理事務手数料等 (注4)	13,749	未収収益	3,495
親会社の子会社	株式会社大和ネクスト銀行	なし	証券取引等銀行代理店業務への報酬役員の兼任	有価証券貸借取引 (注1, 2)	—	有価証券担保貸付金	123,212
				有価証券貸借取引収益 (注2)	4,851		
				有価証券の購入、売却 (注1, 2)	—	—	—
				デリバティブ取引 (注1, 2)	—	デリバティブ取引（資産） デリバティブ取引（負債）	304 4,284
				銀行代理店報酬 (注5)	13,366	未収収益	1,331

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 反復的取引であるため取引金額の記載を省略しております。

(注2) 当該取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(注3) 取引金額には、貸付金の月末平均残高を記載しております。

(注4) 各投資信託の信託約款に基づいております。当社が受取る手数料は他の販売会社と同様に決定しております。

(注5) 当該取引条件は、預金金利等の市場実勢を勘案し、双方協議の上決定しております。

(3) 役員及びその近親者等

該当する事項はありません。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 700,991円56銭

(2) 1株当たり当期純利益 70,583円52銭

2023年度 附属明細書（計算書類関係）

〔 2023年4月1日から
2024年3月31日まで 〕

大和証券株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却 累計額	当期 償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建物	78,477	1,844	1,087	79,234	52,031	2,285	27,203
	器具備品	19,085	1,678	3,190	17,573	11,852	1,555	5,720
	土地	17,237	—	131	17,106	—	—	17,106
	その他	117	—	—	117	52	7	65
	計	114,918	3,522	4,409	114,031	63,936	3,848	50,095
無形 固定 資産	ソフトウェア	42,633	22,981	234	—	—	20,313	45,065
	その他	30,871	27,153	25,762	—	—	9	32,253
	計	73,504	50,134	25,997	—	—	20,323	77,319

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	計上理由及び額の算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	2,913	16	1,140	22	1,766	(注1)、(注2) 参照
賞与引当金	10,789	16,292	10,789	—	16,292	(注1) 参照
退職給付引当金	32,373	2,366	2,505	2	32,230	(注1)、(注3) 参照
訴訟損失引当金	169	118	—	52	235	(注1)、(注3) 参照
金融商品取引責任準備金	4,263	1,337	—	—	5,600	(注1) 参照

(注1) 貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金及び訴訟損失引当金の計上理由及び額の算定方法については個別注記表の重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。金融商品取引責任準備金は、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(注2) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、回収等による戻入額であります。

(注3) 退職給付引当金及び訴訟損失引当金の当期減少額の「その他」は、引当差額等であります。

3. 販売費・一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目		金額
取引関係費	支払手数料	22,562
	取引所・協会費	2,452
	通信・運送費	9,284
	旅費・交通費	2,020
	広告宣伝費	5,587
	その他	1,564
	小計	43,471
人件費	報酬・給料	69,192
	退職給付費用	4,527
	福利厚生費	12,945
	賞与引当金繰入れ	16,292
	その他	963
	小計	103,922
不動産関係費	不動産費	15,275
	器具・備品費	6,421
	小計	21,696
事務費	事務委託費	53,963
	事務用品費	691
	小計	54,655
減価償却費		23,276
租税公課	事業税	3,431
	事業所税	210
	消費税	589
	固定資産税	393
	源泉所得税・住民税利子割	117
	その他	32
	小計	4,773
その他の販売管理費	購読費	241
	水道光熱費	768
	諸会費・会議費	138
	寄付金	60
	営業資料費・消耗品費	231
	教育研修費	1,404
	雑費	1,441
	その他	20
	小計	4,308
貸倒引当金繰入		—
計		256,104

2023年度 事業報告

(会社法第435条第2項の規定に基づく書類)

〔 2023年4月 1日から
2024年3月31日まで 〕

大和証券株式会社

1. 会社の状況に関する重要な事項

当期の営業収益は4,073億円（前期比46.8%増）となりました。受入手数料は総額で2,428億円（同36.9%増）、トレーディング損益が826億円（同71.6%増）となりました。金融収支は146億円（同17.6%減）、純営業収益は3,401億円（同39.8%増）となっております。

販売費・一般管理費は、人件費1,039億円（同12.8%増）、事務費546億円（同2.2%増）、取引関係費434億円（同7.8%増）などにより、合計で2,561億円（同7.3%増）となりました。この結果、経常利益は863億円（同14.5倍）となりました。

これに特別損益、法人税等を加味した結果、当期純利益は571億円（同699.6%増）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	純営業収益			経常利益又は経常損失（△）		
	前期 (2022年度)	当期 (2023年度)	対前期 増減率	前期 (2022年度)	当期 (2023年度)	対前期 増減率
リテール営業部門	160,142	202,956	26.7%	25,064	57,284	128.5%
国内ホールセール部門	83,755	139,432	66.5%	△5,304	45,031	—
その他・調整等	△539	△2,250	—	△13,800	△15,945	—
合計	243,358	340,138	39.8%	5,959	86,369	14.5倍

[リテール営業部門]

リテール営業部門は、主に個人や未上場法人のお客様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。

純営業収益は2,029億円（前期比26.7%増）、経常利益は572億円（同128.5%増）となりました。

[国内ホールセール部門]

国内ホールセール部門は、グローバル・マーケットとグローバル・インベストメント・バンキングで構成されており、グローバル・マーケットは、主に国内外の機関投資家や事業法人、金融法人、公共法人等のお客様向けに、株式、債券・為替及びそれらの派生商品のセールスおよびトレーディングを行っております。グローバル・インベストメント・バンキングは、国内外における有価証券の引受け、M&Aアドバイザー等、多様なインベストメント・バンキング・サービスを提供しております。

純営業収益は1,394億円（同66.5%増）、経常利益は450億円（前期経常損失53億円）となりました。

2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社が取締役会において定めている業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス体制
- ・コンプライアンスの運営・管理・実践のための基本的事項としてコンプライアンス運営規程を制定し、コンプライアンスを所管する部署としてコンプライアンス統括部及びコンプライアンス部を設置する。
 - ・役職員の法令等遵守を目的として、倫理規程及び倫理行動規範を制定し、また、コンプライアンスに関する研修を実施する。
 - ・当社グループ（株式会社大和証券グループ本社及びその子会社をいう。以下同じ。）における法令・諸規則及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度（企業倫理ホットライン）を導入する。
 - ・法令等の遵守、企業倫理の確立、内部管理等に係る事項に関し、取締役会に付議提案すべき事項及び全般的方針、具体的施策等につき審議決定を行うコンプライアンス会議を設置する。
 - ・監査役は、コンプライアンス会議に出席し、説明を求め、また意見を述べることができる。
- ② 内部監査体制
- ・内部監査を当社の健全かつ適切な運営の確保を図るための重要な機能と位置付け、内部監査部を設置する。内部監査部は、内部管理体制の適切性・有効性を評価・検証するとともに、業務の健全かつ適切な運営の確保に資する提言を行う。監査は、国内すべての本部各部室並びに海外支店等、法令等に抵触しない範囲での海外現地法人及び連結対象子会社を対象とする。
 - ・内部監査部は、期初に監査方針及びその計画を策定し内部監査会議の承認を得る。また、監査が終了したときは、代表取締役社長に監査結果を報告するとともに、内部監査会議等の会議体へ報告する。
- ③ 財務報告に係る内部統制
- ・財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制の構築を図るため、財務報告に係る内部統制に関する基本規程を制定する。
 - ・経営会議は、財務報告に係る内部統制の重要事項につき審議決定する。

<運用状況の概要>

- ・当社では、当社の体制記載の項目について、規程、部室、制度等を整備済みであり、適切な運用を行っている。また、全役職員を対象としたコンプライアンス研修や、新入社員や新任役職者に対する教育や啓発活動を実施し、法令諸規則及び社内規程等の周知、コンプライアンス意識の向上と企業倫理の浸透を図っている。
- ・当期は、3回のリスクマネジメント会議を開催し、当社のリスクの状況等の把握に努めるとともに、5回の内部監査会議を開催し、内部監査部門が実施した内部監査に関する報告を行った。さらに、内部監査部門は、財務報告に係る内部統制の評価・検証を行い、経営会議への報告を行った。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行う。

<運用状況の概要>

- ・当社は、文書管理規程において、文書の種類に応じた保存期間を設定し、取締役の職務の執行について保存部署の責任において適切に保存及び管理を行っている。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・証券業務におけるリスクを計数的に把握するとともに、適正な限度額の範囲で業務運営を図り、経営の健全性の確保に資することを目的としてリスク管理規程を制定する。
- ・リスク管理全般に係る具体的基本方針並びに計画、施策等及びこれらに係る事項に関し取締役会に付議提案すべき事項について審議決定するリスクマネジメント会議を設置する。
- ・子会社の損失の危険を管理するため、リスク管理に関し子会社が当社に報告しなければならない事項等を定めた子会社等の運営管理に関する規程を制定する。

<運用状況の概要>

- ・当社は、リスク管理規程において、市場リスク・信用リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク・モデルリスク・投資リスクを管理の対象とするリスクとして定めている。
- ・当期は、3回開催したリスクマネジメント会議において、各リスクを所管する部署が、当該リスクの管理態勢及びリスクの状況等について報告を行い、リスク管理態勢及びリスクの状況等を適切に把握している。

(4) 当社の取締役及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、業務執行の効率性向上を目的として執行役員を選任するとともに、執行役員の職務及びその管轄業務を明確化するため執行役員規程を制定する。
- ・当社全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会及び経営会議において多面的な審議を経て意思決定を行う。
- ・当社のグローバル業務を運営管理するための基本的事項について定め、その適切な運用によって業務の健全かつ円滑な運営を図ることを目的として、グローバル・プロダクト部門業務の運営管理に関する規程を制定する。
- ・当社の子会社等に係る留意すべき基本的事項を定め、その適切な運用によって子会社等の健全かつ円滑な管理を図ることを目的として、子会社等の運営管理に関する規程を制定する。

<運用状況の概要>

- ・当社は、執行役員規程等に基づき、業務執行の効率性向上を目的として執行役員制度を採用し、また、取締役会において審議される事項については、取締役会に先立ち、経営会議規程に基づき議論を行う等して、経営資源の適正かつ合理的な配分を行っている。
- ・当期は、13回の経営会議と15回の取締役会を開催し、当社全体に影響を及ぼす重要事項について審議決定を行い、当社の取締役及び当社の子会社の取締役等の職務の執行の妥当性、効率性の監督を行っている。

(5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち、当社の承認又は報告を要する事項を明確化するため、子会社等の運営管理に関する規程を制定する。
- ・当社の属する企業集団における経営関連情報の適切な管理を目的として経営関連情報管理規程を制定し、法令開示情報等を親会社である株式会社大和証券グループ本社へ報告する。

<運用状況の概要>

- ・当社は、子会社等の運営管理に関する規程等に基づき、当社子会社の重要な事項については当社取締役会において決議し報告を受ける等して、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項を把握している。また、当社は、経営関連情報管理規程を制定し、経営関連情報の発生を把握した場合には、直ちに親会社である株式会社大和証券グループ本社へ報告する体制を整備している。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役会及び監査役の業務を補佐する専任部室として監査役室を設置する。

<運用状況の概要>

- ・当社は、監査役室を設置し、監査役会及び監査役の監査業務を補佐するために、監査方針及び監査計画の企画・立案や、監査に必要な情報・資料の収集・整理・分析等を行っている。また、監査役室は、必要に応じて追加調査等を行い、監査役会及び監査役の職務を補助している。

(7) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役室は、監査役会及び監査役直轄部室とする。
- ・取締役は、監査役会及び監査役の重要性を踏まえ、監査役室の人事（人事異動、評価等）、組織変更等について、予め監査役会又は常勤監査役の同意を得なければならない。
- ・監査役会又は監査役は、監査役室に必要な知識・能力を備えた適切な員数を確保するよう、取締役に要請することができる。
- ・監査役室は、内部監査部をはじめとする各部署に対し監査役会又は監査役の調査・情報収集に関する協力体制の確保を要請し、また、必要に応じ各種会議等へ出席することができる。

<運用状況の概要>

- ・当社は、監査役室を監査役直轄部室として設置し、監査役監査規程に基づき、監査役室の人事について、監査役会又は常勤監査役の事前の同意を取得し、適切な員数を確保することにより、取締役からの独立性を確保している。また、同規程に基づき、監査役室は各種会議等へ出席することで広範な情報収集を図り、監査役からの指示の実効性の確保に努めている。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

監査役等への報告に関する規程において以下の事項を定める。

- ・当社の取締役及び使用人は、監査役会又は監査役に対し、内部通報を含む適宜の方法により、以下の報告を行わなければならない。
 - イ. 当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合は、直ちにその事実
 - ロ. 当社又は当社グループの役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨
 - ハ. 当社の監査役会又は監査役が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

② 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の子会社の監査役等への報告に関する規程において以下の事項を定める。

- ・当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会又は監査役に対し、内部通報を含む適宜の方法により、以下の報告を行わなければならない。
 - イ. 子会社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実
 - ロ. 子会社又は当社グループの役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨
 - ハ. 当社の監査役会又は監査役が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

<運用状況の概要>

- ・当社は、監査役等への報告に関する規程を定めることにより、取締役及び使用人に対し、内部通報を含む適宜の方法により、当会社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合や、当会社又は当社グループの役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると考えられるときは、当社の監査役会又は監査役に対し報告を行う義務を課し、監査役会又は監査役の要求がない場合であっても報告を受ける体制を確保している。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・前号の報告をした者は、当該報告を行ったことを理由として、解雇、降格、減給等のいかなる不利益も受けないものとする。その実効性を確保するため、当社及び子会社の監査役等への報告に関する規程において詳細を定める。

<運用状況の概要>

- ・当社は、監査役等への報告に関する規程に基づき、前号の報告をした者が当該報告を行ったことに関して、解雇、降格、減給、派遣契約の解除、交代等いかなる不利益を与えない体制を確保している。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会又は監査役がその職務の執行（外部専門家の任用を含むが、それに限られない。）について当社に対して次に掲げる請求をしたときは、当社は、当該請求に係る費用又は債務が監査役会又は監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

イ．費用の前払の請求

ロ．支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

ハ．負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

<運用状況の概要>

・当社は、監査役監査規程に基づき、監査役会又は監査役の職務の執行により生ずる費用や利息の償還又は負担した債務の弁済につき、監査役会又は監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを適正に負担している。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、リスクマネジメント会議、コンプライアンス会議及び内部監査会議に出席し、説明を求め意見を述べる事ができる。また、その他重要会議へ出席することができる。
- ・監査役は、各リスクを所管する部署より当社のリスク管理態勢及びリスクの状況等について、また、内部監査部より当社の内部監査の実施状況について定期的に報告を受ける。
- ・内部監査に係る監査方針及び監査計画、内部監査規程の改廃並びに内部監査担当の委嘱については、監査役会の同意を得なければならない。
- ・監査役会又は監査役は、必要に応じ内部監査部等に調査を委嘱することができる。
- ・監査役は、会計監査人より当社の監査状況について定期的に報告を受ける。
- ・監査役会又は監査役は、業務執行部門から独立した外部専門家に監査業務を補助させることができる。

<運用状況の概要>

・当社の監査役は、監査役監査規程に基づき、経営会議等の重要な会議への出席、稟議書等重要書類の閲覧、及び内部監査部による内部監査結果等の報告聴取により取締役の職務執行状況について情報収集を図るとともに、会計監査人から会計監査の状況について定期的に報告を受けている。

・当社の監査役会は、監査役監査規程に基づき、内部監査に係る監査方針及び監査計画の策定等、内部監査に関する重要な事項について同意を行い、内部監査部との連携強化を通じて監査役会又は監査役の監査の実効性の確保に努めている。

3. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人
- (2) 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときの、当該処分に係る事項
該当事項はありません。
- (3) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項
該当事項はありません。
- (4) 会計監査人と当社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているときの、当該契約の内容の概要
該当事項はありません。
- (5) 当期中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く。）があるときの、会計監査人の名称等
該当する事項はありません。
- (6) 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときの、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針
該当する事項はありません。

4. 親会社等との取引に関する事項

- (1) 当社と当社の親会社等との取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項
当社の親会社は、株式会社大和証券グループ本社で、同社は当社の議決権の100%（株式数810,200株）を保有しています。当社は、親会社から資金の借入を行っています。
当該借入の取引条件等については、市場実勢を勘案して他の取引条件と同等の水準となるよう検討し、決定しています。
- (2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由
当社の親会社からの借入条件については、取締役会で予め市場実勢を勘案して上限を定めているため、当社の利益を害しないと判断しております。なお、具体的な取引条件等については、担当役員に委任しています。また、取締役会は、原則として一年に一度以上、資金調達に関する状況を報告されています。
- (3) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
当社は、社外取締役を置いていないため、該当する事項はありません。

以 上

2023年度 附属明細書（事業報告関係）

〔 2023年4月 1日から
2024年3月31日まで 〕

大和証券株式会社

会社法施行規則第128条の規定に基づく事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

以 上

監査報告

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人及び親会社の監査委員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

大和証券株式会社 監査役会

監査役（常勤） 白鳥 賢一



監査役（常勤） 平井 克弥



監査役 花岡 幸子



監査役 中江 公人



(注1) 監査役白鳥賢一、及び監査役中江公人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

(注2) 監査役平井克弥は、2024年4月1日付で監査役に就任いたしました。



あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

大和証券株式会社

第32期

自 2023年4月1日
至 2024年3月31日

有限責任 あずさ監査法人

2024年5月

監査報告書 2頁を含む
監査対象計算書類等 28頁を含む

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

大和証券株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 賢二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間瀬 友未

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 啓太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和証券株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上